

あきた

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（第19号） 2
- 秋田市職員の臨時的任用に関する規則（第20号） 2
- 秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（第21号） 2
- 秋田市単純労働者会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（第22号） 7
- 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（第23号） 7
- 秋田市単純労働者会計年度任用職員の給与の基準に関する規則（第24号） 10
- 秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則（第25号） 10
- 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則および秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則（第26号） 11
- 秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（第27号） 11
- 秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則（第28号） 11

訓 令

- 秋田市単純労働者会計年度任用職員の給与の基準に関する規程（第4号） 12

告 示

- 市道路線の認定について（第140号） 12
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第141号） 12
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第142号） 13
- 道路の区域決定および供用開始について（第143号） 13
- 平成30年度および平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について（第144号） 13
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第145号） 13
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第146号） 14
- 指定代理納付者の指定について（第147号） 14
- きずなでホットしていきあきた寄附金の収納事務の委託について（第148号） 14
- 平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書の公示

- 送達について（第149号） 14
- 令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第150号） 14
- 交付要求通知書の公示送達について（第151号） 14
- 秋田市議会定例会の招集について（第152号） 14
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第153号） 14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第154号） 15
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第155号） 15
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第156号） 15
- 土地収用法による裁決申請書等およびそれらの添付書類の送付について（第157号） 15

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第9号） 16

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第7号） 16

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第37号） 16
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第38号） 16
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第39号） 16
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第40号） 16
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第41号） 16
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第42号） 17
- 指定排水設備工事事業者の廃止について（第43号） 17
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第44号） 17
- 指定給水装置工事事業者の指定について（第45号） 17
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第46号） 17

公 告

- 予防接種法による定期予防接種について 17
- 許可した開発行為に関する工事の完了について 19
- 許可した開発行為に関する工事の完了について 19
- 農用地利用集積計画の策定について 19
- 予防接種法による定期予防接種について 19
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について 20
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について 20
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について 20

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………21
- 放置自転車等の撤去および保管について……………22
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………22

規 則

秋田市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第19号

秋田市職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の任用に関する規則（平成28年秋田市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第9条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用の職

第10条第1項中「、臨時的任用又は非常勤職員の任用の場合を除き」を削る。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（会計年度任用職員に対する条件付採用期間に関する規定の適用）

第12条 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する前2条の規定の適用については、第10条第1項中「6箇月間」とあるのは「1箇月間」と、前条第1項中「6箇月以内の期間において延長する」とあるのは「延長する」と、同項第1号中「90日」とあるのは「15日」と、同条第2項中「採用の日から1年」とあるのは「任期」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市職員の臨時的任用に関する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第20号

秋田市職員の臨時的任用に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定に基づき、職員の臨時的任用に関し必要な事項を定めるものとする。

（臨時的任用を行うことができる場合）

第2条 任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、次に掲げる場合に該当するときは、現に職員（臨時的に任用された職員を除く。）でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、地方公務員法第17条第1項の採用、昇任、降任又は転任のいずれかの方法により職員を任命するまでの間その職員の職を欠員にしておくことができない緊急の場合

(2) 臨時的任用を行う日から1年以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する場合

（臨時的任用の期間の更新）

第3条 臨時的任用の期間は、6月を超えない期間とし、当該臨時の任用は6月を超えない期間で更新することができる。ただし、再度更新することはできない。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第21号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の勤務時間、休日および休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（1週間の勤務時間）

第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分を超えない範囲内で、任命権者が定める。

2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

（週休日および勤務時間の割振り）

第3条 会計年度任用職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）は、条例第3条第1項の規定の例による。この場合において、第1号会計年度任用職員については、日曜日および土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 会計年度任用職員の勤務時間の割振りは、条例第3条第2項の規定の例による。この場合において、第1号会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある会計年度任用職員の週休日および勤務時間の割振りについては、条例第4条の規定の例による。

（週休日の振替等）

第5条 週休日とされた日において特に勤務する必要のある会計年度任用職員の週休日の振替等については、条例第5条の規定の例による。

（休憩時間）

第6条 会計年度任用職員の休憩時間については、条例第6条の規定の例による。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

第7条 会計年度任用職員における正規の勤務時間（第2条から第5条までの規定により割り振られた勤務時間をいう。以下同

じ。)以外の時間における勤務については、条例第8条の規定の例による。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務および時間外勤務の制限)

第8条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務および時間外勤務の制限については、条例第8条の2の規定の例による。

(時間外代休時間)

第9条 会計年度任用職員に対する時間外代休時間の指定については、条例第8条の3の規定の例による。

(休日)

第10条 会計年度任用職員の休日は、条例第9条の規定の例による。

(休日の代休日)

第11条 会計年度任用職員に対する休日の代休日の指定については、条例第10条の規定の例による。

(休暇の種類)

第12条 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇および介護時間とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年において、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

- (1) 1週間の勤務日の日数が5日以上とされている会計年度任用職員、1週間の勤務日の日数が4日以下とされている会計年度任用職員で1週間当たりの勤務時間が29時間以上であるものおよび週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が217日以上であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合 次の1年間において10日
- (2) 前号に掲げる会計年度任用職員が、任用の日から1年6月以上継続勤務し、継続勤務期間が6月を超えることとなる日(以下「6月経過日」という。)から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、10日に、次の表の左欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の右欄に掲げる日数を加算した日数

6月経過日から起算した継続勤務年数	日数
1年	1日
2年	2日
3年	4日
4年	6日
5年	8日
6年以上	10日

- (3) 1週間の勤務日の日数が4日以下とされている会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が29時間以上である会計年度任用職員を除く。以下この号において同じ。)および週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が48日以上216日以下であるものが、任用の日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合又は任用の日から1年6月以上継続勤務し6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合 それぞれ次の1年間において、1週間の勤務日の日数が4日以下とされている会計年度任用職員にあっては次の表

の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる任用の日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	任用の日から起算した継続勤務期間						
		6月	1年6月	2年6月	3年6月	4年6月	5年6月	6月以上
4日	169日から216日まで	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日から168日まで	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日から120日まで	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日から72日まで	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、20日を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。
- 3 任命権者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 4 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、年次有給休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 5 1時間を単位として使用した年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない第1号会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全ての勤務日の勤務時間の合計を当該全ての勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間))をもって1日とする。

(特別休暇)

第14条 任命権者は、会計年度任用職員について、次の表の特別な事由欄に掲げる事由がある場合は、当該会計年度任用職員に対して同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

番号	区分	特別な事由	期間
1	公民権行使	会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
2	裁判員等出頭	会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむ	

		を得ないと認められるとき。				その他これらに準ずる場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 会計年度任用職員および当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	られる期間
3	結婚	会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	結婚の日の7日前の日から当該結婚の日以後1月を経過する日（その日までこの号の休暇を使用することが困難な場合においては、1年を経過する日）までの期間における連続する7日の範囲内の期間				
4	服忌	会計年度任用職員の親族（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号。以下「勤務時間規則」という。）別表第2の親族欄に掲げる親族および条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下この号において同じ。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	親族に応じ勤務時間規則別表第2の日数欄に掲げる連続する日数（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者においては、7日）（葬儀のため遠隔の地に赴く場合においては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間				
5	夏期	会計年度任用職員が期間欄に掲げる期間において盆等の諸行事、心身の健康の維持および増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の6月から9月までの期間内において、会計年度任用職員の1週間の勤務日の日数が、5日以上の場合にあっては5日以内、4日の場合にあっては4日以内、3日の場合にあっては3日以内、2日の場合にあっては2日以内、1日の場合にあっては1日以内				
6	住居滅失等	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合	1週間を超えない範囲内でその都度必要と認め				
7	災害			地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合			必要と認められる期間
8	危険回避			地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合			

2 任命権者は、会計年度任用職員について、次の表の特別な事由欄に掲げる事由がある場合は、当該会計年度任用職員に対して同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

番号	区分	特別な事由	期間
1	骨髓移植等	会計年度任用職員が骨髓移植のための骨髓もしくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子（条例第8条の2第1項に	必要と認められる期間

		<p>おいて子に含まれるものとされる者を含む。) および兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄もしくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>			<p>母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>では2週間につき1回、妊娠満36週から出産までは1週間につき1回、出産後1年まではその間に1回（医師又は助産師の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日以内</p>
2	生理	<p>生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>	<p>2日以内の期間</p>			
3	出産（産前）	<p>6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>			
4	出産（産後）	<p>女性の会計年度任用職員が出産した場合</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>			
5	育児時間	<p>生後1年に達しない子（条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）を育てる会計年度任用職員が、その子を保育する場合（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（勤務時間規則第8条の6第1項第5号に規定する特別養子縁組の成立前の監護者等を含む。）が保育することができない場合に限る。）</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間</p>			
6	妊産婦保健指導・健康診査	<p>妊娠中の女性の会計年度任用職員又は出産後1年を経過しない女性の会計年度任用職員が</p>	<p>妊娠満23週までは4週間につき1回、妊娠満24週から満35週ま</p>			
7	妊産疾病	<p>女性の会計年度任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>				<p>必要と認められる期間</p>
8	通勤緩和	<p>妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤のため交通機関を利用する場合において、当該交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障があると認められる場合</p>				<p>妊娠期間中正規の勤務時間の始めもしくは終わりにおいて1時間以内又は始めと終わりにおいてそれぞれ30分以内</p>
9	家族看護等	<p>会計年度任用職員（1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）がその配偶者、父母、養育する義務教育終了前の子（配偶者の子および条例第8条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。）もしくは配偶者の父母（以下この号において「家族」と総称する。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をいう。）をし、又は家族が予防接種、健</p>				<p>1の年において6日（家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間</p>

		康診査もしくは健康診断を受ける際に介助をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	
10	短期の介護	会計年度任用職員（1週間の勤務日の日数が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が条例第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）の介護をする場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
11	療養（公務上の傷病）	会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
12	療養（公務外の傷病）	会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日の日数が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（第2号、第7号および前号に掲げる場合を除く。）	1の年度において第6項に定める期間

- 3 前項の表第9号および第10号に規定する休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 前条第5項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。
- 6 第2項の表第12号の第6項に定める期間は、1週間の勤務日

の日数が定められている会計年度任用職員にあっては次の表の左欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員にあっては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数の範囲内とする。

1週間の勤務日の日数	1年間の勤務日の日数	日数
5日以上	217日以上	10日
4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	3日
1日	48日から72日まで	1日

備考 この表における「5日以上」には、1週間の勤務日の日数が4日以下で1週間当たりの勤務時間が29時間以上であるものを含むものとする。

（介護休暇）

第15条 条例第15条第1項および第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が121日以上であるものであって、任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、勤務時間規則第15条第3項の規定により指定期間（条例第15条第1項に規定する指定期間をいう。）の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護休暇については、第1号会計年度任用職員の場合にあっては秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号）第8条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第14条各号に規定する勤務1時間当たりの報酬額を、第2号会計年度任用職員の場合にあっては同条例第18条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（介護時間）

第16条 条例第15条の2第1項および第2項の規定は、会計年度任用職員（初めて同条の休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日の日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日の日数が121日以上で、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであって、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、同項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前条第2項の規定は、介護時間について準用する。

（特別休暇、介護休暇および介護時間の承認等）

第17条 特別休暇（第14条第2項の表第3号および第4号の休暇

を除く。)、介護休暇および介護時間の承認および休暇の請求等の手続については、勤務時間規則の規定の例による。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第18条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長が特に必要と認める会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、条例の適用を受ける職員との権衡および職務の特殊性等を考慮し、別段の定めをすることができる。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、市職員のうち、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第3条第3項第3号に規定する特別職に属する職員(以下「嘱託職員」という。)又は旧法第22条第5項の規定により任用された臨時的任用職員(以下「臨時職員」という。)である者であって施行日に市の会計年度任用職員として任用されたものの令和2年度における年次有給休暇については、第13条第1項の規定にかかわらず、施行日に、施行日の前日において現に当該者に付与されていた年次有給休暇の残日数に相当する日数の年次有給休暇を付与する。

3 令和元年11月1日以後に任用された市の嘱託職員であって施行日に市の会計年度任用職員として任用されたものの令和2年度における年次有給休暇については、第13条第1項の規定にかかわらず、当該嘱託職員として任用された日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合は、当該任用された日から6月経過後に、当該嘱託職員として任用された日から6月経過後に付与されるべきであった年次有給休暇の日数から施行日の前日において当該嘱託職員に既に付与されている年次有給休暇の日数を差し引いた日数の年次有給休暇を付与する。

4 令和元年10月1日以後に任用された市の臨時職員であって施行日に市の会計年度任用職員として任用されたものの令和2年度における年次有給休暇については、第13条第1項の規定にかかわらず、当該臨時職員として任用された日から6月間継続勤務し全勤務日の8割以上出勤した場合は、当該任用された日から6月経過後に、当該臨時職員として任用された日から6月経過後に付与されるべきであった年次有給休暇の日数から施行日の前日において当該臨時職員に既に付与されている年次有給休暇の日数を差し引いた日数の年次有給休暇を付与する。

秋田市単純労務会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第22号

秋田市単純労務会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第22号)第22条に規定する単純な労務に雇用される会計年度任用職員(以下「単純労務会計年度任

用職員」という。)の勤務時間、休日および休暇ならびに部分休業(単純労務会計年度任用職員が1日又は1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日および休暇)

第2条 単純労務会計年度任用職員の勤務時間、休日および休暇については、秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年秋田市規則第21号。以下「規則」という。)の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

(部分休業)

第3条 単純労務会計年度任用職員の部分休業については、規則の適用を受ける会計年度任用職員の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第22号。以下「条例」という。)第27条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給日)

第2条 会計年度任用職員の給与の支給日は、秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号。以下「給与条例施行規則」という。)第2条および第3条の規定の例による。

(第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬)

第3条 特殊勤務手当に相当する報酬を支給する第1号会計年度任用職員の範囲および支給区分は、給与条例施行規則別表第2(第19号を除く。)の規定の例による。

2 前項に規定する手当に相当する報酬のうち、実績を計算の基礎としない手当に相当する報酬の報酬額は、同項の規定にかかわらず、給与条例施行規則別表第2に掲げる額に、秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年秋田市規則第21号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。)第2条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第2項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(第1号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬)

第4条 条例第9条に規定する正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員とは、次に掲げる勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員をいう。

(1) 会計年度任用職員勤務時間規則第7条に規定する正規の勤務時間を超える勤務

(2) 週休日(秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年秋田市条例第4号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。)における勤務

第5条 給与条例施行規則第10条の2の規定は、第1号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬の取扱いについて準用する。

第6条 条例第9条第3項の規則で定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 休日等（条例第10条第1項に規定する祝日法による休日等又は年末年始の休日等をいう。以下同じ。）が属する週において、第1号会計年度任用職員が当該休日等に勤務することを命ぜられて勤務し、休日勤務手当に相当する報酬が支給された場合で、当該週に週休日の振替等（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）第3条第2項に規定する週休日の振替等をいう。以下同じ。）により勤務時間が割り振られたとき 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間

ア 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間（割振り変更前の正規の勤務時間をいう。以下この条において同じ。）および週休日の振替等により当該週に割り振られた勤務時間をいう。以下この条において同じ。）が38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間に当該週に属する休日等に勤務した時間を加えた時間以下になるとき 割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間

イ 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間に当該週に属する休日等に勤務した時間を加えた時間を超えるとき 割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間のうち、当該休日等に勤務した時間数に相当する時間。ただし、交替制等勤務第1号会計年度任用職員（勤務時間条例第4条の規定の例により週休日および勤務時間が割り振られる第1号会計年度任用職員をいう。以下この条において同じ。）については、次の(ア)又は(イ)に掲げる区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める時間とする。

(ア) 割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間を超えるとき 38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間に当該週に属する休日等に勤務した時間を加えた時間から割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間

(イ) 割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間に満たないとき 当該休日等に勤務した時間に次号イに該当する時間を加えた時間数に相当する時間

- (2) 交替制等勤務第1号会計年度任用職員について、割振り変更前の正規の勤務時間として38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間に満たない時間が割り振られている週において、週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合（前号に該当する場合を除く。） 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める時間

ア 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間以下になるとき 割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した全時間

イ 当該週の割振り変更後の正規の勤務時間が38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間を超えるとき 割振り変更前の正規の勤務時間外に勤務した時間のうち38時間45分を超えない範囲内で任命権者が定める時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

- (3) 前2号に掲げる場合を除くほか、市長が国および他の地方公共団体の職員ならびに民間事業の従事者の給与その他の勤

務条件との均衡を考慮して別に定める場合 市長が別に定める時間

（第1号会計年度任用職員の時間外勤務手当に相当する報酬の支給割合）

第7条 条例第9条第1項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第9条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第9条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

2 条例第9条第3項の規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超える場合において、その60時間を超えて勤務した全時間 100分の50（勤務時間条例第8条の3第1項に規定する時間外代休時間（以下「時間外代休時間」という。）を指定された場合において、当該時間外代休時間に第1号会計年度任用職員が勤務しなかったときは、その60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る時間に対しては、100分の25）

(2) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1箇月について60時間を超えない場合における全時間 100分の25

（第1号会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬）

第8条 休日勤務手当に相当する報酬の取扱いは、次に定めるところによる。

(1) 休日勤務手当に相当する報酬は、休日等に特に勤務を命ぜられた第1号会計年度任用職員のほか、休日等に当然勤務することになっている第1号会計年度任用職員についても支給する。

(2) 休日勤務手当に相当する報酬は、休日等における正規の勤務時間中における実働時間に対してこれを支給する。ただし、休日等において正規の勤務時間を超えて勤務した部分については、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

(3) 休日等が週休日に当たった場合の勤務に対しては、休日勤務手当に相当する報酬を支給せず、時間外勤務手当に相当する報酬を支給する。

(4) 条例第10条第2項の別に定める日は、週休日に当たる祝日法による休日（勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日をいう。）の直後の勤務日等（勤務時間条例第8条の3第1項に規定する勤務日等をいう。以下この号において同じ。）

（当該勤務日等が休日等又は勤務時間条例第8条の3第1項の規定の例により割り振られた勤務時間の全部について時間外代休時間を指定された日（以下この号において「指定時間外代休日」という。）に当たるときは、当該休日等又は指定時間外代休日の直後の勤務日等）とする。ただし、第1号会計年度任用職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて市長の承認を得たときは、その日とする。

2 公務により旅行中の第1号会計年度任用職員に対しては、旅行目的地において休日等の正規の勤務時間中勤務すべきことを任命権者があらかじめ命じた場合において、現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明することができるときは、その休日勤務手当に相当する報酬を支給する。

（第1号会計年度任用職員の休日勤務手当に相当する報酬の支給割合）

第9条 条例第10条第2項の規則で定める割合は、100分の135と

する。

(第1号会計年度任用職員の夜間勤務手当に相当する報酬)

第10条 夜間勤務手当に相当する報酬は、休憩時間および睡眠時間を除いた実働時間に対して支給する。

(第1号会計年度任用職員の宿日直手当に相当する報酬)

第11条 宿日直手当に相当する報酬の額は、その勤務1回につき4,400円(執務時間が午前8時30分から午後零時30分までと定められている日およびこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、この額に100分の150を乗じて得た額)とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、この額に100分の50を乗じて得た額とする。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出基礎となる時間)

第12条 条例第14条第1号の規則で定める時間は、7時間45分に19を乗じて得た時間とする。

(第2号会計年度任用職員に対する給料表の適用範囲)

第13条 第2号会計年度任用職員に対する秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号。以下「給与条例」という。)の給料表の適用範囲は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定める職務の級のとおりとする。

(1) 給与条例別表第1のアの行政職給料表(1) 1級又は2級

(2) 給与条例別表第2のイの医療職給料表(2) 1級又は2級

(第2号会計年度任用職員に対する等級別基準職務表の適用範囲)

第14条 第2号会計年度任用職員に対する給与条例の等級別基準職務表の適用範囲は、次の各号に掲げる等級別基準職務表の区分に応じ、当該各号に定める職務の級のとおりとする。

(1) 給与条例別表第3のアの行政職給料表(1)等級別基準職務表 1級又は2級

(2) 給与条例別表第4のイの医療職給料表(2)等級別基準職務表 1級又は2級

2 第2号会計年度任用職員に対する前項第1号の規定による給与条例別表第3のアの行政職給料表(1)等級別基準職務表の適用については、同表1級の項中「定型的な業務を行う職務」とあるのは「定型的もしくは補助的な業務を行う職務又は職務遂行上専門的な資格等を必要とする職務」と、同表2級の項中「高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務」とあるのは「職務遂行上専門性が特に高い資格等を必要とする職務」とし、前項第2号の規定による給与条例別表第4のイの医療職給料表(2)等級別基準職務表の適用については、同表2級の項中「高度の技術又は経験を必要とする業務を行う職務」とあるのは「職務遂行上専門性が特に高い資格等を必要とする職務」とする。

(第2号会計年度任用職員となった者の職務の級)

第15条 第2号会計年度任用職員となった者の職務の級は、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。

(第2号会計年度任用職員となった者の号俸)

第16条 第2号会計年度任用職員となった者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、次に定める職務別基準表のとおりとする。

(1) 給与条例別表第3のアの行政職給料表(1)職務別基準表

職務	学歴免許等	基準号俸	
		職務の級	号俸
定型的又は補助的な業務を行う職務		1	1

職務遂行上専門的な資格等を必要とする職務	高校卒	1	1
職務遂行上専門性が特に高い資格等を必要とする職務	大学卒	2	1

(2) 給与条例別表第2のイの医療職給料表(2)職務別基準表

職務	学歴免許等	基準号俸	
		職務の級	号俸
診療放射線技師の職務	短大卒	1	1
臨床検査技師の職務			
歯科衛生士の職務			
職務遂行上専門性が特に高い資格等を必要とする職務	大学卒	2	1
薬剤師の職務			
獣医師の職務			
社会福祉士の職務			
精神保健福祉士の職務			
職務遂行上専門性が特に高い資格等を必要とする職務			

2 前項に規定する職務別基準表(以下「職務別基準表」という。)の職務の欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される職務別基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の基準号俸は、その者の属する職務の基準号俸とする。

3 職務別基準表の学歴免許等の欄の区分は、第2号会計年度任用職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。ただし、第2号会計年度任用職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 職務別基準表に規定する学歴免許等の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数(第2号会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数(第18条第2項および第3項の規定によりその年数に換算された年数を含む。)をいう。以下同じ。)を有する第2号会計年度任用職員の号俸については、前2項の規定にかかわらず、次条および第18条に定めるところにより、職務別基準表に定める基準号俸を調整し、又はその者の基準号俸を前2項の規定による基準号俸より上位の号俸とすることができる。

5 第2号会計年度任用職員となった者の号俸の上限については、職務の内容、責任等を考慮して、別に定める。

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第17条 第2号会計年度任用職員となった者のうち、その者に適用される職務別基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年秋田市規則第4号)別表第12に規定する修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する職務別基準表の適用については、その者に適用される職務別基準表の基準号俸の欄に定める号俸の号数に

その加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俵をもって、同欄の号俵とすることができる。

2 前条第1項第1号の職務別基準表における定型的又は補助的な業務を行う職務の区分の適用を受ける第2号会計年度任用職員については、前項の規定は適用しない。

（経験年数を有する者の号俵の調整）

第18条 第2号会計年度任用職員となった者のうち、経験年数を有する者の号俵は、第16条第1項又は第2項の規定による号俵（前条の規定の適用を受ける者にあつては、同条の規定による号俵）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては18月）で除した数に4を乗じて得た数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俵とすることができる。

2 前項の経験年数は、職務別基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数とする。

3 職務別基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の第2号会計年度任用職員の経歴のうち、第2号会計年度任用職員として同種の職務に在職した年数以外の年数（その経験が職務に直接役立つと認められる第2号会計年度任用職員としての職務以外の職務に従事した年数をいう。）について、その内容を確認することができるときは、当該年数を第1項の経験年数に換算することができる。

4 第2号会計年度任用職員に適用される職務別基準表の学歴免許等の欄の区分に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前2項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

（適用除外）

第19条 第2号会計年度任用職員のうち、短い任期で単純な作業に従事する場合として市長が定める場合に従事するものにあつては、前2条の規定は適用しない。

（第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の減額）

第20条 第1号会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償については、当該第1号会計年度任用職員について算定される1箇月の通勤手当の額に相当する額から、当該額に、次の各号に掲げる第1号会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。

(1) 1箇月の通勤所要回数が5回以上10回未満の第1号会計年度任用職員 100分の50

(2) 1箇月の通勤所要回数が5回未満の第1号会計年度任用職員 100分の75

（端数計算）

第21条 会計年度任用職員の給与額（条例第12条および第19条の規定により端数計算されるものを除く。）又は条例第21条第1項の期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額は切り捨てる。

（口座振替による支給）

第22条 任命権者は、会計年度任用職員から条例第25条の規定による申出があつたときは、口座振替の実施に必要な情報の提供を受けなければならない。口座振替により給与又は費用弁償の支給を受けていた者が、申出を変更し、又は取り消す場合につ

いても、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、口座振替の方法による給与および費用弁償の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の訂正）

第23条 会計年度任用職員の給与の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ市長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

（この規則により難い場合の措置）

第24条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に市長の定めるところにより、又はあらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

（委任）

第25条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号。以下「条例」という。）第22条第2項の規定に基づき、同条に規定する単純な労務に雇用される会計年度任用職員（以下「単純労務会計年度任用職員」という。）の給与の基準に関する事項を定めるものとする。

（単純労務会計年度任用職員の給与の額および支給期日ならびに支給方法）

第2条 単純労務会計年度任用職員に支給する給与の額および支給期日ならびに支給方法については、条例の適用を受ける会計年度任用職員の給与の額および支給期日ならびに支給方法を基準とする。

（育児休業の承認を受けた単純労務会計年度任用職員の給与）

第3条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の承認を受けた単純労務会計年度任用職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当については、この限りでない。

（委任）

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市市税条例施行規則（平成10年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「第29条の2第7項」を「第29条の2第8項」に、「第

29条の2第8項」を「第29条の2第9項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則および秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則および秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則

(秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則の一部改正)

第1条 秋田市廃棄物の処理および再利用に関する規則(平成5年秋田市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号イ中「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書および破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 精神の機能の障害により指定袋の製造、卸売又は小売に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を記載した書類

第2条の2第2号を次のように改める。

(2) 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 代表者又はこれに相当する者として市長が認める者が精神の機能の障害により指定袋の製造、卸売又は小売に係る業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者に該当しない旨を記載した書類

第15条各号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により売りさばき業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第27条第3項第8号中「ヌまで」を「ルまで」に改める。

(秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部改正)

第2条 秋田市廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(平成28年秋田市規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「ヌまで」を「ルまで」に改め、同項第3号中「ならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を削り、同項第4号中「ならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を削り、「ならびに役員」を「および役員」に改め、同項第5号中「ならびに成年被後見人および被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を削る。

第4条第1号ウおよび第2号ウならびに第10条第1項第1号中「ヌまで」を「ルまで」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一

部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

秋田市建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料条例の一部を改正する条例(令和元年秋田市条例第32号)の施行期日は、令和元年11月16日とする。

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市消防団の組織等に関する規則(昭和29年秋田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表土崎北分団の項中「土崎港北地区(北二丁目を除く。)」を「土崎港北地区全域」に、「土崎港中央地区」を「および土崎港中央地区」に改め、「および飯島地区(大崩の一部)」を削り、同表寺内分団の項中「土崎港北地区(北二丁目)」および「の一部」を削り、同表城東分団の項中「釣瓶町の一部」を「樋口の一部、釣瓶町」に、「柳田地区(竹生の一部を除く。)」を「柳田地区全域、下北手松崎地区(家ノ前の一部および上崎の一部)」に改め、同表秋田東分団の項中「釣瓶町の一部」を「碓の一部、樋口の一部、釣瓶町」に、「および手形地区」を「、下北手桜地区(宮ヶ沢の一部)および手形地区」に改め、同表下北手分団の項中「下北手地区全域」を「下北手黒川地区全域、下北手桜地区(宮ヶ沢の一部を除く。)、下北手寒川地区全域、下北手宝川地区全域、下北手通沢地区全域、下北手梨平地区全域、下北手松崎地区(家ノ前の一部および上崎の一部を除く。)、下北手柳館地区全域」に、「柳田地区(竹生の一部)」を「広面地区(碓の一部)」に改め、同表上北手分団の項中「御所野地区」を「および御所野地区」に、「および湯本」を「、湯本二丁目、湯本三丁目、湯本四丁目、湯本五丁目および湯本六丁目」に改め、「および四ツ小屋小阿地地区(大杉沢の一部)」を削り、同表新屋分団の項中「および新屋町地区全域」を「、新屋町地区全域、浜田地区(家後の一部)および豊岩石田坂地区(九十田の一部および館野)」に改め、同表仁井田分団の項中「および川久保の一部」を「、川久保の一部および横山の一部」に改め、「中野の一部、谷地中の一部および」および「、四ツ小屋地区(上川原の一部)、御所野地区(下堤四丁目)」を削り、同表四ツ小屋分団の項中「四ツ小屋地区(上川原の一部を除く。)」を「四ツ小屋地区全域」に、「中野の一部、谷地中の一部および大杉沢」を「大杉沢の一部」に改め、「地藏田」の次に「、下堤四丁目」を加え、「および湯本」を「、湯本二丁目、湯本三丁目、湯本四丁目、湯本五丁目および湯本六丁目」に、「および川久保の一部」を「、川久保の一部および横山の一部」に改め、同表浜田分団の項中「浜田地区全域」を「浜田地区(家後の一部を除く。)」に改め、同表豊岩分団の項中「豊岩地区全域」を「豊岩石田坂地区(九十田の一部および館野を除く。)、豊岩小山地区全域および豊岩豊巻地区全域」に改め、同表河辺第一分団の項中「雷谷地、黒沼下堤下および榊表」を「雷谷地の一部、上前田表の一部、黒沼下堤下の一部および前田表の一部」に改め、「河辺高岡地区全域」の

次に「、河辺松澗地区（街道北）」を加え、「河辺和田地区全域」を「河辺和田地区（北条ヶ崎の一部を除く。）」に改め、同表河辺第二分団の項中「雷谷地、黒沼下堤下および榑表」を「雷谷地の一部、上前田表の一部、黒沼下堤下の一部および前田表の一部」に、「および河辺松澗地区全域」を「、河辺松澗地区（街道北を除く。）」および河辺和田地区（北条ヶ崎の一部）」に改める。

附 則

この規則は、令和2年1月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第4号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程を次のように定める。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市単純労務会計年度任用職員の給与の基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年秋田市条例第22号。以下「条例」という。）第22条に規定する単純な労務に雇用される会計年度任用職員のうち市長の事務部局に勤務するもの（以下「単純労務会計年度任用職員」という。）の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(単純労務会計年度任用職員の職務)

第2条 単純労務会計年度任用職員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工務員、庁務員、校務員等の職務
- (2) 運転士等の職務
- (3) ボイラー・技士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する職員の職務
- (4) 調理師、調理員等の家政的業務に従事する職員の職務
- (5) 前各号に掲げる職務に準ずる技能労務的業務に従事する職員の職務

(単純労務会計年度任用職員に適用する給料表)

第3条 単純労務会計年度任用職員には、その勤務する時間に応じ、秋田市単純労務職員の給与の基準に関する規程（平成12年秋田市訓令第1号）別表第1の行政職給料表(2)（以下「給料表」という。）に定める額から算定した額又は給料表に定める額を支給する。

2 単純労務会計年度任用職員には、給料表の1級を適用する。
(単純労務会計年度任用職員となった者の号俸)

第4条 単純労務会計年度任用職員となった者の号俸は、1号俸とする。

2 単純労務会計年度任用職員となった者の号俸の上限については、職務の内容、責任等を考慮して、別に定める。

(その他の給与の額等)

第5条 前3条に定めるもののほか、単純労務会計年度任用職員に支給する給与の額、支給期日、支給方法等については、条例の適用を受ける会計年度任用職員の例によるものとする。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月1日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
21012	広面樋ノ沖6号線	広面字樋ノ沖25番3地先 広面字樋ノ沖44番2地先	
21013	仁井田本町20号線	仁井田本町三丁目11番13地先 仁井田本町三丁目11番11地先	
70630	堤台二丁目27号線	御所野堤台二丁目2番53地先 御所野堤台二丁目2番58地先	
100322	学園団地5号線	河辺北野田高屋字雷谷地34番12地先 河辺北野田高屋字雷谷地33番10地先	
100323	学園団地6号線	河辺北野田高屋字雷谷地33番4地先 河辺北野田高屋字雷谷地33番10地先	

2 縦覧期間

令和元年11月5日から同月22日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和元年11月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の 所 在 地	指定の 年月日	サービ スの種 類
株式会社 サウスビー チ	ショートステ イ和楽	秋田市飯 島川端一 丁目3番 6号	令和元年 11月1日	短期入所 生活介護、 介護予防 短期入所

				生活介護
--	--	--	--	------

秋田市告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和元年11月5日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
有限会社ニューサポート秋田	有限会社ニューサポート秋田	秋田市牛島東六丁目18番6号	令和元年10月31日	訪問介護
有限会社ニューサポート秋田	有限会社ニューサポート秋田	秋田市牛島東六丁目18番6号	令和元年10月31日	居宅介護支援
有限会社恵の里	ショートステイ和楽	秋田市飯島川端一丁目3番6号	令和元年10月31日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

秋田市告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和元年11月8日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

整理番号	路線名	起 点 終 点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
21012	広面樋ノ沖6号線	広面字樋ノ沖25番3地先 広面字樋ノ沖44番2地先	110.00	6.00
21013	仁井田本町20号線	仁井田本町三丁目11番13地先 仁井田本町三丁目11番11地先	52.00	6.00 ~ 7.00
70630	堤台二丁目27号線	御所野堤台二丁目2番53地先 御所野堤台二丁目2番58地先	101.00	8.00
100322	学園団地5号線	河辺北野田高屋字雷谷地34番12地先 河辺北野田高屋字雷谷地33番10地先	80.70	6.00

100323	学園団地6号線	河辺北野田高屋字雷谷地33番4地先 河辺北野田高屋字雷谷地33番10地先	43.20	6.00
--------	---------	---	-------	------

2 縦覧期間

令和元年11月11日から同月28日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示144号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年11月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成30年度および平成31年度分介護保険料督促状

秋田市告示第145号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和元年11月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
令和元年10月6日から同月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和元年11月11日から令和2年5月11日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰

属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第146号

令和元年11月5日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

令和元年11月11日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

加賀谷 長 之

長年にわたり切手の魅力を発信し描かれた時代や社会への関心を高め理解を深める取組を行うなど本市文化の発展に貢献した。

岩 谷 塵 外 (岩 谷 輝 雄)

長年にわたり俳句の研鑽に努め優れた作品を多数発表するとともに後進の育成に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

佐 野 元 彦

長年にわたり地域医療の一翼を担うべく社業に精励しながら全国に先駆けて医薬分業の普及浸透にも尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

川 村 泉

長年舞踊の研鑽に努め多くの優れた作品を発表するとともに次代を担う舞踊家の育成や全国コンクールの定着発展に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、下記の者を指定代理納付者に指定したので、同規則第43条の2第2項の規定により告示する。

令和元年11月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
楽天株式会社
東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
きずなでホットしていききた寄附金（インターネットによる
公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）
- 3 指定代理納付者を指定した年月日
令和元年11月14日

秋田市告示第148号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記の者に収納事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年11月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 委託を受けた者の名称および所在地
楽天株式会社

- 2 東京都世田谷区玉川1-14-1 楽天クリムゾンハウス
- 2 収納事務を委託した歳入
きずなでホットしていききた寄附金
- 3 委託した年月日
令和元年11月14日

秋田市告示第149号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成30年度および令和元年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第150号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
令和元年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収
税額決定・変更通知書

秋田市告示第151号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
伊 藤 大 晃
秋田市雄和田草川字太田30番地
- 2 送達する書類
交付要求通知書

秋田市告示第152号

令和元年11月26日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和元年11月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第153号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで

ないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和元年11月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第154号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和元年11月20日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	名 称	所 在 地	更 新 年月日
130	すずらん薬局泉店	秋田市泉一ノ坪 24番5号	令和元年 12月1日

秋田市告示第155号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
ショートステイ 和楽	秋田市飯島川端一丁目3番 6号	令和元年 11月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
ショートステイ 和楽	秋田市飯島川端一丁目3番 6号	令和元年 10月31日
有限会社ニュー サポート秋田	秋田市牛島東六丁目18番6 号	令和元年 10月31日

秋田市告示第156号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の

規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和元年11月21日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指定年月日
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	令和元年 7月25日
あそによしリハビリ 脳神経外科 クリニック	秋田市土崎港相染町字沼端 77番地33	令和元年 11月1日
メガ調剤薬局土 崎店	秋田市土崎港相染町字沼端 77番地76	令和元年 10月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃止年月日
石田小児科医院	秋田市広面字蓮沼11番地	令和元年 7月24日

秋田市告示第157号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり告示する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法第43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

令和元年11月29日

秋田市長 穂 積 志

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川雄物川水系雄物川中流部改修工事（新波築堤・左岸：秋田県秋田市雄和女米木字高麓沢地内から同市雄和新波字新町地内まで）

3 裁決申請年月日

令和元年10月28日

4 収用（使用）しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目
秋田県秋田市雄和女米木字白川	255番	田

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

6 縦覧期間

令和元年11月29日から同年12月13日まで

7 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日および日曜日を除く。）

教 委 告 示

秋田市教委告示第9号

令和元年11月19日午後3時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和元年11月14日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

令和2年度教職員人事異動方針について

農 委 告 示

秋田市農委告示第7号

令和元年11月18日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和元年11月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 2 農用地利用集積計画（平成31年度第8号）に関する件
- 3 非農地証明申請に関する件（2件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第37号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和元年11月5日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
セルビック株式会社	太 田 仁	秋田市土崎港西三丁目7番16号

2 指定年月日

令和元年10月29日

秋田市上下水道局告示第38号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
有限会社山田政一商店	山 田 和 人	大館市中道一丁目4番1号

2 廃止年月日

令和元年10月31日

秋田市上下水道局告示第39号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
住宅設備栗谷	栗 谷 國 男	秋田市山王五丁目1番15号 朝日プラザ けやき通506号

2 廃止年月日

令和元年10月31日

秋田市上下水道局告示第40号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
藤原工業	藤 原 正 春	南秋田郡八郎潟町字中久保223番地

2 廃止年月日

令和元年10月31日

秋田市上下水道局告示第41号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
やぐち設備	矢 口 昭 彦	秋田市仁井田目長田一丁目3番24号

2 廃止年月日

令和元年10月31日

秋田市上下水道局告示第42号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
有限会社丸陽建設工業	鈴木 一 彦	大仙市協和境字岩坂下77番地16

2 廃止年月日

令和元年10月31日

秋田市上下水道局告示第43号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和元年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事業者の廃止

業者名	代表者	所在地
本荘電気工業株式会社	塩 谷 久 樹	秋田市八橋本町三丁目3番3号

2 廃止年月日

令和元年10月31日

秋田市上下水道局告示第44号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和元年11月12日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の廃止

事業者名	代表者	所在地
本荘電気工業株式会社	塩 谷 久 樹	秋田市八橋本町三丁目3番3号

2 廃止年月日

令和元年10月31日

秋田市上下水道局告示第45号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和元年11月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定給水装置工事事業者の指定

事業者名	代表者	所在地
エスアール設備	門 脇 孝	秋田市南ヶ丘二丁目17番7号

2 指定年月日

令和元年11月20日

秋田市上下水道局告示第46号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定を行ったので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第1号の規定により告示する。

令和元年11月25日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

1 指定排水設備工事業者の指定

業者名	代表者	所在地
エスアール設備	門 脇 孝	秋田市南ヶ丘二丁目17番7号

2 指定年月日

令和元年11月20日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類
別表2のとおり

別表 1

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、主たる場所および追加する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類													備考		
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核 (BCG)	Hib 感染症	小児の肺炎球菌	HPV 感染症	水痘		B型肝炎	インフルエンザ
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿 田字苗代沢222 番地 1	佐藤 隆太																
		赤沼 英																
		安藤 清香																
		足利 恵瑠																
		北原 匠																
		河合 満月																
		泉谷 有可																
		橋本 大志																
		越姓 照子																
		阿部 起実																
		栗原 茉莉子																
		金 素子																
		高橋 裕哉																
		旭 ルリ子																
		仲本 雄一																
		佐藤 姫子																
		八柳 美沙子																
		笠間 史仁																
		富樫 俊太郎																
		阿部 寛道																
里吉 清文																		
高橋 修平																		
高橋 玄德																		
五十嵐 なつみ																		
田村 大輔																		

別表 2

予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、主たる場所および撤回する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類													備考	
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核 (BCG)	Hib 感染症	小児の肺炎球菌	HPV 感染症	水痘		B型肝炎
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿 田字苗代沢222 番地 1	齋藤 綾乃	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		工藤 宏仁	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		山岸 拓磨	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		高橋 健人	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		吉田 優子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		佐々木 真	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		袴田 真由	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		坂口 裕紀	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		永野 篤子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		山口 歩子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		東海林 諒	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		菊池 茜恵	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		細谷 直子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		阿部 基成	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

富樫 嘉津恵	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
桜庭 聡美	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
池上 いちこ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
今野 ひかり	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
土門 洋祐	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
中泉 琴乃	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
畠山 遥	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
本郷 祥子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
加澤 隆康	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小原 祥平	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
仙場 志保	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
伊藤 亜樹	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
山中 有美子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成31年4月25日付け秋田市指令第3016号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年11月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市御所野堤台二丁目6番地105
株式会社アクネス不動産
代表取締役 下 間 俊 悦
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市御所野堤台二丁目2番3、2番4および2番29

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和元年9月19日付け秋田市指令第5381号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和元年11月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市広面字谷地田6番地1
パセオカワベ102
相 場 将
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野703番1

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成31年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期的予防接種について、予防接種を行う主たる場所に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和元年11月26日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表のとおり

別表

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、主たる場所および追加する予防接種の種類

主たる場所 (医療機関名)	所在地	医師の氏名	追加する予防接種の種類													備考			
			四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん風しん混合	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核（BCG）	Hib感染症	小児の肺炎球菌	HPV感染症	水痘		B型肝炎	インフルエンザ	高齢者の肺炎球菌
新) 秋田県立循環器・脳脊髓センター 旧) 秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保 田町6番10号	登録医師																	

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和元年11月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区
秋田市河辺神内字太田面、同字六枚田および同字一本柳の各一部
- 2 地図および簿冊の名称
地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間
令和元年11月29日から同年12月18日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日
- 4 閲覧時間
午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所
河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 6 誤り等訂正の申出
閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、平成30年11月測量、簿冊は令和元年11月13日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和元年11月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
- 2 地図および簿冊の名称
地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間
令和元年11月29日から同年12月18日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日
- 4 閲覧時間
午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所
河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 6 誤り等訂正の申出
閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、平成30年11月測量、簿冊は令和元年11月1日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

令和元年11月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
 - ア 三菱UFJリース株式会社
代表取締役 柳 井 隆 博
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
 - イ 株式会社伊徳
代表取締役社長 塚 本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 サンデー土崎港北店・いとく自衛隊通店
 - 所在地 秋田市土崎港北二丁目17番14号 他5筆
 - (3) 変更した事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - (ア) 株式会社サンデー
代表取締役 川 村 暢 朗
青森県八戸市根城六丁目22番10号
 - (イ) 株式会社伊徳
代表取締役社長 塚 本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号
 - (ウ) 株式会社サンドラッグ
代表取締役社長 赤 尾 主 哉
東京都府中市若松一丁目38番地の1
 - イ 変更後
 - (ア) 株式会社サンデー
代表取締役 川 村 暢 朗
青森県八戸市根城六丁目22番10号
 - (イ) 株式会社伊徳
代表取締役社長 塚 本 徹
秋田県大館市清水四丁目4番15号
 - (ウ) 株式会社サンドラッグ
代表取締役社長 貞 方 宏 司
東京都府中市若松町一丁目38番地の1
 - (4) 変更年月日
令和元年5月1日
 - (5) 変更理由
小売業の代表者変更のため
- 2 届出年月日
令和元年11月15日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
 - (2) 縦覧期間

- 令和元年11月27日から令和2年3月27日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和元年11月27日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 荒川 孝 男
青森県弘前市大字末広二丁目2番地10
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパードラッグアサヒ秋田広面店
所在地 秋田市広面字近藤堰越44番地1 外
- (3) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
株式会社横浜ファーマシー
変更前 開店時刻 10時 閉店時刻 21時
変更後 開店時刻 9時 閉店時刻 21時
イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 9時50分から21時まで
変更後 8時50分から21時まで
ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 9時30分から18時まで
変更後 8時30分から18時まで
- (4) 変更年月日
令和元年11月20日
- (5) 変更理由
営業機会拡大のため

2 届出年月日

令和元年11月15日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
令和元年11月27日から令和2年3月27日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるすることができる。

令和元年11月27日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 荒川 孝 男
青森県弘前市大字末広二丁目2番地10
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 スーパードラッグアサヒ秋田広面店
所在地 秋田市広面字近藤堰越44番地1 外
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前
ア) 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 浅野 雅 晴
青森県弘前市大字末広二丁目2番地10
イ) 有限会社ドラッグコーポレーション
代表取締役 千葉 修 三
青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34
イ 変更後
ア) 株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 荒川 孝 男
青森県弘前市大字末広二丁目2番地10
イ) 退店
- (4) 変更年月日
ア 令和元年5月14日
イ 平成26年9月25日
- (5) 変更理由
小売業を行う者の変更があったため

2 届出年月日

令和元年11月15日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間
令和元年11月27日から令和2年3月27日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和元年11月28日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

- (1) 放置されていた場所および台数（84台）

- 追分駅前自転車等駐車場 10台
- 上飯島駅自転車等駐車場 1台
- 土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場 23台
- 土崎図書館前自転車等駐車場 1台
- 土崎駅前自転車等駐車場 9台
- 新屋駅前自転車等駐車場 10台
- 牛島駅西自転車等駐車場 4台
- 四ツ小屋駅東自転車等駐車場 4台
- 秋田駅西地下自転車駐車場 13台
- 秋田駅東自転車等駐車場 4台
- アトリオン広場地下自転車駐車場 5台

- (2) 撤去し、保管した年月日

令和元年11月25日

- (3) 防犯登録番号等

別紙（省略）のとおり

- (4) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前9時から午後5時まで
- イ 場所 秋田市が指定する各自転車等駐車場

- (5) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和元年11月28日から令和2年5月28日まで（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日および令和元年12月29日から令和2年1月3日までを除く。）

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和元年11月29日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。